

東南アジア史学会第 63 回研究大会

報告要旨集

* この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり、研究大会当日に配布されたものではありません。

北部ベトナムにおける「伝統」復興に関する一考察

小川有子（東京大学 アジア文化研究 南・東南アジア歴史社会 博士課程 2年）

「伝統」の復興・創生とは、いかにして起こり、それはその社会においていかなる機能を持つのであろうか。北部ベトナムの多くの地域において、1980年代後半に始まった改革開放政策であるドイモイ路線の採択以降、家庭や村落のレベルで、祭礼や儀礼等さまざまな「伝統」の復興が、顕著な社会現象として起こっている。この現象は、なぜ、どのように起こり、どのように機能しているのであろうか。ベトナムにおける「伝統」的社会的構造、宗教・儀礼等については、植民地期から現在に至るまで国内外に研究の蓄積があるが、そこではこれらと社会変化との相関についてはほとんど触れられていない。またベトナムにおける宗教の復興・再生については、キリスト教を中心に若干の論文が存在するが、それらはフィールドワークを基に構築されたものではなく、またもっぱら国家の宗教政策の変遷が主題となっている。ここでは、北部ベトナムの村落祭礼と、それを執り行う共同集会所「亭」が、1945年8月革命以降現在に至るまで、どのような変遷を遂げてきたかを追うことにより、復興の実態と要因を検討する。

1945年以前、村落はムラ独自の神を守護神として祀り、その自治は村落の共同集会所である亭を中心に執り行われていた。守護神と村落祭礼をめぐる独自の規則が持つ、村の外部への排他性、祝祭が生み出す共同体内の相互的横関係は、村の共同性・アイデンティティを創出・維持する装置として機能した。同時に守護神と祭礼は、村落内の社会秩序と祭祀を独占するエリート層から成る祭司グループの特権を、正当化してきた。こうした村落の構造は、8月革命以降どのように変化したのであろうか。1945年以降ドイモイまでの期間を「伝統」の「断絶の時代」と捉え、この時代を革命・階級闘争期（1945年～50年代後半）、集団農業・戦時総動員体制期（1950年代後半～75年）、国家政策による禁止期（1975年～80年代半ば）の3段階に区分し、祭礼と亭の変化、社会状況の変化を検討する。その後の「復興の時代」にベトナムは、東側陣営の崩壊に平行し、自己のアイデンティティを一律的な社会主義的世界観から独自性へと求め始め、国家は一部のベトナム的「伝統」的生活・慣習を容認し始める。国家レベルの変遷に平行し、2カ村でのフィールドワークを基に、村落内ではどのような変化があったのかを追う。

現在、村落祭礼や亭が復興しつつあるが、それらをめぐる村落・国家の社会環境は、断絶以前から大きく変容している。祭礼において一部切り捨てられるもの、新たに創出されるものなど、村落祭礼の要素は人々の欲求・社会状況に合わせて取捨選択されている。村落祭礼は現在、他の共同体との差異化をはかりアイデンティティを確認するもの、新時代の娯楽、として機能していると言えるだろう。

阮朝初期の閲選制度について

矢野 正隆（京都大学大学院）

本報告は、阮朝初期（十九世紀前半）ベトナムにおける人的支配について、閲選制度を中心に検討することにより、制度の方面から、その特質を明らかにすることを目的とする。また、当時作成された丁簿（課税用の人丁台帳）を紹介し、その作成過程と、上の閲選との関わりを明確にすることにより、その史料としての位置付けを行う。

史料的限界もあり、土地支配に関するものに比べると、この方面の研究は殆どなされてこなかった。当時の社会実態を解明する方向での論究が依然困難であることに変わり無いが、制度の検討であれば、今日の史料状況においても十分可能である。実は、こうした制度史研究は、阮朝国家の性格を描くに際して肝要でありながら、手つかずのままになっている分野なのである。人丁の把握に関わる制度として、造簿（人丁を登録する簿の作成）と閲選がある。先学の研究においては、両者は混同されて考えられがちであり、また、実際に密接に関わっていることは間違いないが、そもそも別の段階なのである。従って、簿が作成されていながら閲選が行われていないということは当然あり得る。この点は、閲選実施状況を具体的に見ることにより、明確となるであろう。閲選は、朝洪徳期（十五世紀後半）に起源をもち、多少の変化こそあれ、以後の政権に継承されていった。基本的には、阮朝も、同じ枠組みをもつと考えられる。その過程は以下のようにまとめられる。中央から官吏が各地方に赴き、在地の民を集め、簿の情報と付き合わせる。それによって、各地方の民の動向をある一定のレベルで把握するのであるが、この時の注目点はおおよそ以下の三つにまとめられる。1. 新たに登録される者、2. 税法等で優遇される者、3. その他一般人丁。この時に作成されるのが「選簿」である。

この制度も、時間の経過と共に、性格が変わってくる。中央派遣官の員数が削減され、閲選実施期間が短縮され、諸経費の支給もカットされる。一方で、各地方は閲選の官吏とぐるになって、不正申告を行う等の弊害が相次いでおこる。

当時の税制のうち、錢納分は大部分が丁賦（人丁税）に依存していた。納税は村請けで、その税額は各地で作成される丁簿による。また、兵卒の徴発の基礎ともなる。この丁簿の情報は選簿によるものであることを考えると、閲選とは、各地方が申告する情報をチェックする制度として位置づけることができよう。つまり、閲選は、国家が末端の村落と直接関わる場の一つであり、その強制力の強弱が、国家権力の行使力の大きな指標の一つとなりうること、そして、それが、明命末期以降、次第に衰えていくことが窺われるのである。

「改革」の時代におけるインドネシア社会の政治化の過程：

1999年の総選挙に見る草の根レベルの政党活動と有権者の投票行動

伊藤 毅（一橋大学大学院 社会学研究科）

「改革」の時代に実施された1999年6月7日のインドネシアの総選挙は、インドネシア史上もっとも自由で公正な選挙であると評価された。スハルト体制下のインドネシアでは、選挙は正統性を補強するための形式的な手続きでしかなかった。しかし、99年の選挙では、独立した選挙管理委員会の設立、複数政党の参加、公務員の政治的中立、元共産党員の選挙権回復など、自由で公正な選挙制度の確立が試みられ、選挙で選ばれた議員を通じて諸問題を調整する政治的手続きが取られるようになった。そうした選挙の実質化に伴い、社会では顕著な変化が見られるようになった。前体制下の選挙と比べて著しく異なる点は、政党活動が社会の末端レベルにまで浸透したことである。スハルト体制下では、社会を非政治化する目的で、行政の最末端である町や村での政党活動は実質的に禁じられていた。しかし、「改革」の時代では、町や村レベルでの政党活動が許されるようになり、政党は町内会や宗教の行事という形でその活動を国民の生活レベルにおいて展開するようになった。

本報告では、「改革」の時代におけるそうした変化を行政の最末端である町レベルの政党活動の様子を中心に報告し、政党活動が有権者の投票行動にどう影響したかを論じる。その際、調査地として南ジャカルタ市のレンテン・アグン町を取り上げる。レンテン・アグン町では8政党が党员や支持者を獲得することを目的に99年1月ころより積極的な活動を開始した。投票行動のサンプルとなった隣組では、民族覚醒党（PKB）と正義党（PK）が地域の党员を通じて組織的な集票活動を展開した。各党は選挙前に有権者を惹きつける活動を実施したが、PKBは母体となっているイスラム教組織（NU）を通じて日本からの援助米を配給した。配給を受けた世帯とその支持政党の関連性は高く、配給を受けた20世帯中13世帯はPKBに投票した。要するに政党の集票活動とは社会・宗教活動を通じて有権者の生活の一部を構成し、両者の間にリンクを張ることを目的とした運動であるといえる。

選挙後に同町のひとつの投票所において投票した177人の有権者に投票行動に関する調査を行った。サンプル有権者を学歴、職業、宗教別に整理した結果、前政権からの既存政党に投票した有権者は域内の行商人もしくは公務員が多く、そうした職種の有権者には「体制維持」的な政党決定の特徴が見られた。また、宗教的要因を最重視するイスラム系有権者は政策よりも属性により政党を決定する特徴がある。しかしながら、学歴、職種、宗教は投票行動の特徴を指摘するためには有用であるが、こうした要因から有権者の投票行動の特定パターンを抽出することは困難である。99年の総選挙での有権者の投票行動は「政治化」の度合いによってもっとも明確に分析することが可能である。「政治化」の度合いとは、正誤さまざまな情報のなかから取捨選択を行い、有権者の目的や利益にかなう政治的判断を下す能力のことを言い、社会が非政治化された権威主義体制下では一様にゼロに等しかった。しかし、権威主義体制崩壊後の政党活動の自由化と活発化により各有権者間で「政治化」の度合いに差が生じてくるようになった。したがって、99年総選挙で見られた有権者の投票行動は1) 合目的政党決定、2) 属性的政党決定、3) 権威主義体制の後遺症的政党決定の3グループに分類される。

タイとヴェトナム戦争： ヴェトナム反戦運動と知識人

高橋勝幸（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科）

タイはヴェトナム戦争に米軍基地提供と派兵によって参加した。言論の自由が制限された状況下において、世界を席捲したヴェトナム反戦運動に共鳴した動きがタイ社会にも見られた。本報告は1960年代半ばから70年代初頭にかけてタイで高揚したヴェトナム反戦運動を「民主化」という視点から考察し、この運動の担い手であった学生・知識人層の政治指向性に、その後に続くタイの民主化運動の萌芽を見出すことで、民主化運動としてのヴェトナム反戦運動の意義を再評価しようとする試みである。

これまでタイの民主化運動研究の多くは1970年代に展開された民主化運動を主要な研究対象としてきた。しかし、タイの民主化運動の歴史においてヴェトナム反戦運動は無視しえない。ヴェトナム反戦運動は「アメリカ帝国主義」と対峙した。当時の軍事政権とアメリカは癒着しており、反米イコール反政府であると同様に、反政府イコール反米であった。日本も同様であって、反日は反政府のためのスケープゴートだと言われるが、そうではない。反米運動、反戦運動もまた、タイ民衆が自由と権利を支配層から勝ち取るための民主化運動そのものであったといえる。なお、この時期の資料は文書管理の問題、言論統制により容易に入手できないため、本報告は当事者に対するインタビューに大きく依拠した。

タイにおけるヴェトナム反戦運動は発展段階的に以下の3つの局面に区分できるであろう。第1の試行期：1964年8月のトンキン湾事件後、ヴェトナム戦争を批判し、回収処分を受けた『ジェット=サターバン（7大学）』が最初であると思われる。この雑誌は7つの大学の学生が協力して編集した。67年以降は、スラック=シワラックが『サンコムサート=パリタット（社会科学評論）』にフルブライト議員の演説を掲載したことを皮切りに、同誌が反戦運動の情報源となった。第2の発展期：68年6月20日に憲法が公布されると、反戦運動も発展した。21日には米兵のバンコク休暇訪問の中止、派兵反対のデモが行なわれた。12月からは『プラチャーティパタイ（民主主義）』紙にタイ人留学生による連載が始まり、ヴェトナム戦争に関連する内容も報じられた。70年半ばにはスラックが訪日し、クエーカー教やベ平連と交流した。71年、スチャート=サワッシーは反戦劇「7階」を発表した。大学では、各種学生グループが結成し、小冊子を発刊する他に、展示会、討論会を開き、反戦の考えを広めた。71年半ばにタムマサート大学の学生グループが『パイカーウ（白禍）』を発刊し、アメリカのヴェトナム政策を批判した。第3の停滞期：71年11月17日、タノームがクーデタを行ない、憲法が廃止されると、反戦運動は停滞する。この時期は世界的にも反戦運動の勢いに陰りが見え始めていた。72年中、スット=ウォンテートはタイ人留学生の反戦運動との関わりを描いた小説をいろいろな雑誌に発表し、73年に『メイド=イン=USA』と題して出版した。73年2月にはタムマサート大学で、インドシナ戦争展、戦争犯罪を裁く模擬裁判が開かれた。73年10月14日の政変までは、反米よりも、反日運動、憲法請求、民主化要求運動に軸足が置かれた。

これまでタイの政治領域における正統性は軍部と文官を主体として争われるものであったが、ヴェトナム反戦運動を軸とする一連の反米運動を契機として、新たに学生・知識人層を中心とする社会運動が無視し得ない政治勢力を形成し始めた。

『スジャラ・ムラユ』再考：そのメインテーマについて

西尾寛治（サバ・マレーシア大学）

17世紀初めに編纂された長編のヒカヤット『スジャラ・ムラユ』は、ムラユ語古典文学の最高傑作と絶賛されている。『ムラユ王統記』という邦訳でも紹介されているこのヒカヤットには、ムラカ王家を中心としたムラユ人の歴史が叙述されている。その叙述は、今日一般に神話や世界観として了解されているものも含み、また王宮儀礼、慣習その他の多彩なトピックも織り込まれている。19世紀の植民地期、このヒカヤットはイギリス人などのヨーロッパ人研究者から大いに注目され、それ以来ムラユ文化の研究の基本文献に位置づけられている。

さて、従来『スジャラ・ムラユ』のテーマについては、「ムラカ王国の偉大さの描写」(Brown 1970)あるいは「ムラユ王権の神聖性の観念ダウラツの強調」(de Jong 1964)などという解釈が一般に受け入れられてきた。これに対して、最近マレーシアの歴史研究者チア・ブン・ケンが、「王権に対するイスラーム的モラルの優位性」こそが真のテーマであるという新説を提出した(Cheah 1998)。報告者は、チアの解釈を従来の解釈よりすぐれたものと評価する。とはいえ、彼の解釈も、『スジャラ・ムラユ』編者の真意をまだ十分に汲み取っていないと考える。

そこで、報告では、『スジャラ・ムラユ』及び『タジュ・ウス・サラティン』のテキストの分析を通して、以下の点を論じたい。

1. 『スジャラ・ムラユ』の君臣誓約は、“イスラーム的モラル”と“王権の神聖性の観念ダウラツ”とをともに包摂する誓約である。
2. 『スジャラ・ムラユ』の叙述は、この君臣誓約の内容と対応している。
3. 以上より、『スジャラ・ムラユ』のメインテーマは、「君臣誓約に依拠した君臣間の調和の重要性の強調」であると考えられる。
4. 『スジャラ・ムラユ』の叙述に、イスラーム的統治論について記した『タジュ・ウス・サラティン』からの影響が認められるというタウフィック・アブドゥラーやチア・ブン・ケンの示唆は、妥当なものと考えられる。
5. したがって、『スジャラ・ムラユ』の編纂は、17世紀以降の東南アジアにおけるイスラームの浸透という文脈の中で理解されるべきである。
6. すなわち、『スジャラ・ムラユ』は、単純な歴史叙述ではなく、ムラユの君臣関係をよりイスラーム的に再編することを意図して編纂されたヒカヤットである可能性が想定される。

シンポジウム《通史を考える》

趣旨説明

古田元夫（東京大学）

世紀の転換期にあたり、近年の日本においては、規模の大きな歴史のシリーズ本の刊行が続いており、その中で東南アジア史を長期の時間軸にそってまとまって記述した本も相次いで出版されている。東南アジア史学会の会員が中心となった仕事で、この一年あまりの間に出版されたもの限定しても、石澤良昭・生田滋両氏の共著『東南アジアの伝統と発展』（中央公論社、世界の歴史13）、石井米雄・桜井由躬雄両氏編の『東南アジア史（I）大陸部』、池端雪浦氏編の『東南アジア史（II）島嶼部』（山川出版社、世界各国史5,6）などをあげることができる。

もっとも、あるまとまりを持った歴史の記述は新しい現象ではなく、これまでも、日本の内外で東南アジア史、あるいは王朝史、あるいは国民国家史といった形で、時間軸にそってのまとまった歴史の記述がなされてきた。

今回取り上げる通史は、様々に定義されうるものであるが、最も一般的には、歴史の長期的過程を一貫した見地から総合的に把握し、あるまとまりを持った歴史像を提示したものと、いった形で定義するものであろう。この簡単な定義の中でも、「総合的」というのは、政治・経済・社会・文化などあらゆる側面をカバーしたものでなければならないのかなどの問題がある。

それはともかく、上記の定義を厳密に考えれば、近年の日本における東南アジア史のまとまった記述の中には、通史というよりは概説というべきものや、従来の通史的歴史像への挑戦を意図したものなども多数存在している。しかし、そのような書物のある部分を取り出せば、ある地域なり時代の通史と見なし得ることもある。

東南アジアないしそれを構成する社会や国家に関する研究蓄積の増大の中で、あらためて通史というものについて検討してみようというのが、今回のテーマ設定の基本的理由である。

シンポジウムではまず、これまで書かれた東南アジア、ないしそれを構成する国家や社会に関する通史の歴史をふりかえってみたい。通史というものが、どのような社会的要請や政治的要請のもとに書かれてきたのかを検討することは、「ASEAN 通史」といったものが構想されるようになっている今日、通史というものを考える基本的前提になるだろう。

次に、通史を、長期的過程を一貫した見地から総合的に把握しまとまりを持った歴史像を提示したものとした場合、東南アジアないしその構成要素の通史を書く際にぶつかる問題を具体的に検討してみたい。

例えばひとつの問題を例示すると、一般には、通史をめぐる起こる論争の最も代表的なものは時代区分論争であろう。これに対して、東南アジア史研究では、通史を書く枠組みが、大きな問題であり続けているように思われる。東南アジアという枠組みが通史を書く枠組みたりうるのか、現在の国民国家を枠組みとしたナショナル・ヒストリーとしての通史の問題などが、しばしば議論され、これらを意識した歴史像の再構成の試みが蓄積されてきた。このような問題状況は、「日本列島上の人類社会史」「日本民族史」「日本国家史」の峻別という提唱で、何の通史なのかが問われるようになった、ここ20年あまりの日本史研究の動向などとも、重なりをもつように思われる。

こうした通史の枠組みという問題をはじめ、時代区分、史料、および歴史の長期的過程をカバーしう

る切り口などが、検討される必要があるだろう。その上で、東南アジア史研究において、今、通史を書くとすれば、それは何に応えるためなのか、通史は書かれるべきものなのか、書くべきとすればどのような通史が書かれるべきなのか、通史にはどのような可能性とどのような制約があるのかといった問題を具体的に検討しながら、通史というものの意味を吟味することが、今回のシンポジウムのねらいである。

東南アジア史における通史の「通史」

生田滋（大東文化大学）

「東南アジア」という概念は比較的新しいものであり、当然のこととして「東南アジア史」の通史が書かれるようになったのも、第二次世界大戦中、あるいはそれ以後のことである。しかし東南アジア「諸国」の通史は古くから書かれていた。たとえばおそらく 16 世紀の末に書かれたと思われるジャワのシンゴサリ=マジャパヒト王国の歴史を扱った『パラトン』、16 世紀の初めに書き始められ、17 世紀の前半に現在の形にまとめられたムラカ王国の通史である『スジャラ・ムラユ』などがそれである。こうした通史はいわば王国の在りし日の栄光を偲び、その栄光を復活させようとすることを目的として書かれたものと考えられるが、そのほかにも王朝の歴史を書き継いだ通史もいくつか書かれている。

19 世紀の後に始まる東南アジア地域の植民地化の過程で、現地で勤務するヨーロッパ人植民地官僚のなかには、勤務地の歴史に興味を持ち、やがてその通史を著す人々が現れた。それらの通史は一つには植民地官僚、植民地の企業で働くヨーロッパ人従業員のための教科書という実用的な側面もあったが、同時に植民地支配を正当化するためのものでもあった。やがて第二次世界大戦が終結し、これらの諸国が独立するようになると、こうした元植民地官僚のなかから東南アジア、あるいはその一部、あるいは諸国の通史を著す人々が現れた。ジョルジュ・セデスと D・G・E・ホールがその典型である。この時期になると、これらの通史には植民地支配の正当化という色彩は薄くなり、ヨーロッパ歴史学の伝統に則ったオーソドックスな歴史叙述を目指したものになった。しかし研究の発展の結果、ホールのように一人で概説的な通史を書くという試みはほぼ放棄され、概説的、入門的な通史(ミルトン・オズボーン)か、多数の研究者の分担執筆による通史(ケンブリッジ東南アジア史)という両極分解的現象が現れている。

独立した東南アジア諸国ではこうしたヨーロッパ人研究者の著した通史の翻訳が行われるとともに、政府、ないしは公的な性質を持った編集機関による自国の通史の編纂・刊行が行われるようになった。さらにこの数年はミレニアムを意識して自国の歴史を回顧するとともに、将来への展望を展開しようとする試みがなされている。その例としては『コンパス』紙がその特集を単行本の形にまとめた『ヌサンタラの 1000 年』やフィリピンで出版された『フィリピン民族と共和国の形成』などを挙げるができる。

日本における東南アジアの通史としては第二次世界大戦中に出版された船越康寿のものなどは別として、いわゆる「世界の歴史」ものの一部として出版されたものがいくつかある。それらを眺めてみると、それぞれの時期における東南アジア史研究の段階をよく反映していることが読み取れる。そして近い将来に東南アジア史講座の刊行が予定されている。しかしこうした流れのなかにはわが国の東南アジア史研究にとって極めて好ましくない傾向が見られることは残念である。今回の発表ではこの点について指摘するとともに、日本とう国において東南アジア、あるいはその一国についての通史を書くということがどうあるべきかについて私見を開陳したい。

通史をつくる インドネシアの事例から

鈴木恒之（東京女子大学）

1975年、インドネシアにおいて、Sejarah Nasional Indonesia、全6巻が刊行された。その完成度の高低は別にして、これは独立後初の、インドネシア人自身の手になる通史である。これは既に1951年から始まる「標準インドネシア国史」作成の試みの、一応の完成でもあった。同年、教育文化省が、統一的教科書による統一的歴史教育が民族精神・民族的特性の涵養に不可欠であると考え、オランダ中心主義史観からインドネシア中心主義史観への転換を前提に、インドネシア民族主義に基礎をおく標準国史の編纂を求めたのである。その完成が遅れたのは、専ら、近代の科学的な方法に基づく歴史研究の訓練を受けたインドネシア人研究者の不足にあった。

この国史が、種々の意味でインドネシア民族主義を根底においていることは言うまでもない。編者の一人、サルトノ氏は序文で、「歴史を完全に描写し、歴史過程を明らかにするため、インドネシア民族の形成を押し進めた諸要因を解明する」必要を述べ、以下の諸点の叙述を強調した。(1) インドネシア民族自身が主役である「内側からの歴史」、(2) 社会発展に影響を与えたあらゆる諸要因や諸勢力、(3) 貴族、武人のみでなくウラマや農民、その他の諸社会集団の活動、(4) 統合の原理を用いて時代ごとに達成された民族統合の段階を推し量り、現在の地政的な一体性実現に向かう発展過程を描く。

この国史の主題が民族統合に向かう歴史過程であることは明瞭である。そこには、統合の過程は、多様なエスニック集団あるいは地方社会を単位とする統合から、民族のそれへの進展であり、地方の歴史が民族統合との関係、またはそれに果たした役割において書かれる必要があるとの認識が前提とされている。ただし、これらエスニック集団やその文化は、インドネシア史への功績や寄与に従って理解されると共に、それら独自の価値に基づいても理解される必要があることも認識されている。

対象とされている地域は、基本的に今日のインドネシア共和国の領域である。全体は6巻から成り、それらは、1. 前史(原始)時代、2. イスラム到来まで、3. イスラム到来後から17世紀末まで、4. 1700-1900年、5. 民族運動(1900-1942年)、6. 日本占領期から1960年代半ばまで、をそれぞれ叙述し、各巻がそのまま時代区分になっているとみてよい。

独立後のインドネシアの現実からくる政治的要請が、「標準国史」作成のみならずインドネシア人の歴史研究を束縛してきたことは確かである。その圧力の中で、なお研究の科学性、客観性を求めて苦闘してきたことも確かである。それは「標準国史」後、改めて地方社会の歴史研究が強調され、そこにおける、多様な理論・方法論に基づく科学的・客観的研究の推進の提唱へと引き継がれている。

最後に、こうした「標準インドネシア国史」作成にみられるいくつかの論点に関連させて、私も執筆に加わった『東南アジア史 II』について、「問題提起」で述べられた事柄に関し、若干の言及をすることにしたい。